

りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)

追加型投信/国内/債券/MMF

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うりそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年8月31日に関東財務局長に提出しており、平成22年9月1日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、委託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

| 商品分類 | | | | 属性区分 | | |
|---------|--------|---------------|------|--------|------|--------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 独立区分 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 |
| 追加型投信 | 国内 | 債券 | MMF | 債券 一般 | 日々 | 日本 |

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号
設立年月日:1971年11月22日
資本金:12億円(2010年9月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:
1兆6,096億円(2010年12月末現在)

■受託会社 [ファンドの財産の保管および管理業務を行う者]
株式会社 りそな銀行
(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
■<ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス: <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

ファンドの特色

1 内外の公社債に投資を行います。

内外の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

2 取得・換金のお申込みは、原則としていつでもできます。

取得・換金の際には、お申込手数料はかかりません。

①取得日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得できません。

・取得申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、お申込日が取得日となります。

・取得申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。

②取得日から換金申込受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額^{*}が差し引かれます。

^{*}「信託財産留保額」とは、投資信託を換金される際に換金代金から差し引いて、残存投資者のために信託財産に留保される金額をいいます。

3 収益分配金は、運用の実績に応じて変動します。

毎日決算を行い運用収益は全額分配します。収益分配金は運用の実績に応じて変動します。あらかじめ、一定の成果をお約束するものではありません。

4 収益分配金は、1カ月分をまとめて自動的に再投資します。

収益分配金は毎日計算し、原則として毎月の最終営業日に1カ月^{*}分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえで、自動的に再投資します。

^{*}前月の最終営業日(その翌日以降に取得された場合は取得日)から当月の最終営業日の前日までの期間を指します。

5 マル優制度をご利用になれます。

少額貯蓄非課税制度(マル優)適格の投資信託です。

平成18年以降、マル優制度は障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改められました。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

ファンドの仕組み

[イメージ図]



主な投資制限

- 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

このほか、委託会社は社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」(平成16年3月19日制定)に基づいた運用を行っています。

分配方針

- ◆毎日決算を行い、原則として信託財産から生じる利益の全額を分配する方針です。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、主として公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。

① 価格変動リスク

公社債はその発行体の政治状況および財政状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。ファンドが投資する公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

② 金利変動リスク

公社債の価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。償還までの期間が長い債券ほど、金利が上昇した場合に、価格の下落幅が大きくなる傾向があります。

③ 信用リスク

一般に公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト(債務不履行)が発生した場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落するため、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

④ 流動性リスク

大口の換金を受けた場合や短期間で大量の換金があったとき等は換金資金の手当てのため有価証券を市場で売却します。この場合、市場に大きなインパクトを与えることや市場実勢から期待される価格で有価証券を売買できないことがあります。この結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

◆ 基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

1) ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が5億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2) 換金の中止

金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込受付を中止することがあります。

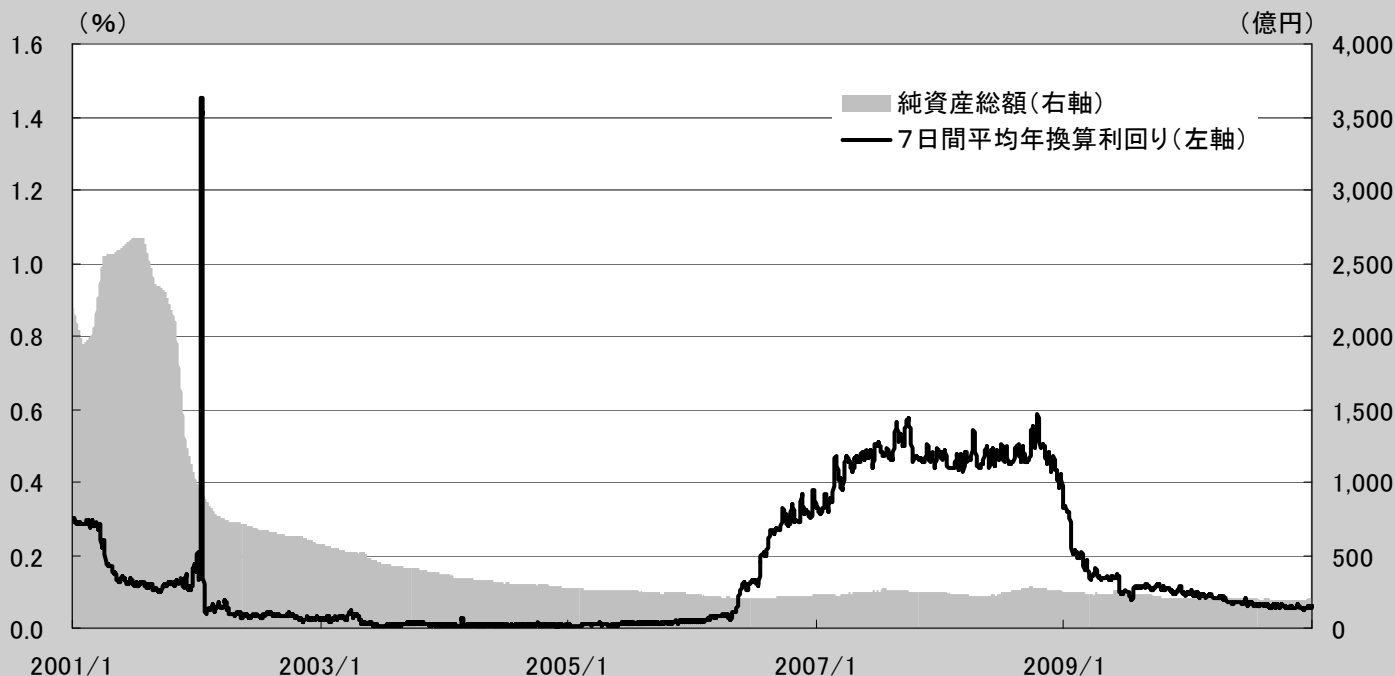
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆ 上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

7日間平均年換算利回り・純資産の推移



※7日間平均年換算利回りは税引前。

主要な資産の状況

■ 資産配分 ■

| 公 社 債 | 組入比率 (%) |
|--|----------|
| 国債、政府保証債、地方債 | 67.4 |
| 公 社 債 合 計 | 67.4 |
| 短 期 金 融 資 産 | |
| そ の 他 資 産 | 10.1 |
| 国債等の現先取引および 国債等を担保とする 有担保コール・ローン | 22.5 |
| 短 期 金 融 資 産 合 計 | 32.6 |
| 合 計 | 100.0 |

■ 組入上位10銘柄 ■

| 銘柄名 | 額面金額 (千円) | 評価額 (千円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 第152回国庫短期証券 | 2,500,000 | 2,499,551 |
| 第134回国庫短期証券 | 2,000,000 | 1,999,596 |
| 第140回国庫短期証券 | 1,500,000 | 1,499,947 |
| 第142回国庫短期証券 | 1,500,000 | 1,499,932 |
| 第81回国庫短期証券 | 1,500,000 | 1,499,896 |
| 第147回国庫短期証券 | 1,500,000 | 1,499,841 |
| 第127回国庫短期証券 | 1,500,000 | 1,499,807 |
| 第160回国庫短期証券 | 1,500,000 | 1,499,522 |

全 8 銘柄

■ 組入資産の種類別残高 ■

| 区 分 | 額面金額 (百万円) | 評価額 (百万円) | 純資産比 (%) |
|---------------------|---------------|--------------|-------------|
| 国債証券 | 13,500 | 13,498 | 67.4 |
| 地方債証券 | 0 | 0 | 0.0 |
| 特殊債証券 (除く金融債券) | 0 | 0 | 0.0 |
| 金融債券 | 0 | 0 | 0.0 |
| 普通社債券 | 0 | 0 | 0.0 |
| 新株予約権付社債券 (転換社債) | 0 | 0 | 0.0 |
| C P | 0 | 0 | 0.0 |
| C D | 0 | 0 | 0.0 |
| 現先 | 4,500 | 4,499 | 22.5 |
| その他資産 | - | 2,020 | 10.1 |
| 合計 | - | 20,017 | 100.0 |

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|--------------------|--|
| 購入単位 | 1円以上1円単位とします。 |
| 購入価額 | 「取得日」の前日の基準価額とします。 「取得日」は、取得のお申込みと申込金の払込みの時間によって異なります。 ①お申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、お申込日が取得日となります。 ②お申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。 ただし、①、②の場合とも、取得日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは受け付けません。 |
| 購入代金 | お申込みの販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。 * 取得日から換金申込受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金の場合は、信託財産留保額を控除した価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日の翌営業日以降にお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時 [*] までに購入・換金のお申込みができます。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。 |
| 購入の申込期間 | 平成22年9月1日から平成23年8月31日までとします。 申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 換金の申込総額が多額な場合で信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止することおよび既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。 |
| 信託期間 | 無期限とします。（設定日：平成4年6月30日） |
| 繰上償還 | 委託会社は、信託財産の受益権の残存口数が5億口を下回った場合または信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。 |
| 決算日 | 原則として、毎日決算を行います。 |
| 収益分配 | 毎日決算を行い、原則として、信託財産から生じる利益の全額を分配する方針です。 * 原則として毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえで、自動的に再投資します。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円です。 |
| 公 告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎年5月および11月（年2回）および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。 |
| 課税関係 | 課税上は、公社債投資信託として取扱われます。 |

※ 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 取得日から換金申込受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日未満の換金については、1 万口につき 10 円とし、換金の際にご負担いただきます。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬) 信託報酬の総額は、信託財産の元本に対し年 1.01359%以内の率を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの信託報酬率は、その週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に 100 分の 7.1114 を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年 0.35557%以下の場合には、年 0.35557%以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

(信託報酬の配分)

| 委託会社 | 販売会社 (①) | 受託会社 (②) |
|------------------|--------------------------|--|
| 信託報酬率 － (①+②) | 信託報酬率 × 24.557/35.557 | 次の 1. あるいは 2. の率のうち、いずれか低い率 1. 年万分の 2.5 2. 信託報酬率の区分に応じて決定される以下の率 (信託報酬率) 年 0.15%超 信託報酬率 × 7.03/100 年 0.10%超 0.15%以下 信託報酬率 × 7.45/100 年 0.05%超 0.10%以下 信託報酬率 × 8.08/100 年 0.01%超 0.05%以下 信託報酬率 × 9.43/100 年 0.005%超 0.01%以下 信託報酬率 × 11.32/100 年 0.005%以下 信託報酬率 × 13.81/100 |

(支払方法)

毎月の最終営業日または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

その他の費用・手数料

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

有価証券売買時の売買委託手数料などの諸費用がかかります。

※ その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の税率です。(非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。)

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-----------|--|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 利子所得として課税 分配金に対して 20% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 利子所得として課税 換金(解約)時および償還時の元本超過額に対して 20% |

◆上記は、平成 22 年 9 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント